

《記入例》

転 勤 の 場 合

◎一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月の10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出してください。



※処理事項	現年度	
	新年度	
	両年度	

(転勤)の場合

年税額 55,300円

月割額	納付方法
6月分 4,700円	株式会社仁にて11月分まで特別徴収(徴収税額27,700円)
7月分 4,600円	
8月分 4,600円	
9月分 4,600円	
10月分 4,600円	
11月分 4,600円	株式会社名護商事にて12月分から特別徴収(徴収税額27,600円)
12月分 4,600円	
1月分 4,600円	
2月分 4,600円	
3月分 4,600円	
4月分 4,600円	
5月分 4,600円	

1 「個人番号」の欄には特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
 2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(勤務等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
 3 ※印の欄は届出者において記載する必要があります。

平成 年 月 日	給与(特別徴収義務者) 今帰仁村長 様	所在地 名 称	郵便番号 905-0401	今帰仁村字仲宗根×××番地		特別徴収義務者指定番号	29××××××	
		代表者の職氏名印		代表取締役 北山 大		個人番号	018	
フリガナ	ナキジン タロウ	生年月日	明・大・印・平	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動事由
氏名	今帰仁 太郎 (旧姓)	50年 5月15日		55,300	6月分から 11月分まで	12月分から 5月分まで	平成 24年 11月30日	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所異動
1月1日現在の住所	今帰仁村字古宇利×××番地			55,300	6月分から 11月分まで 円	12月分から 5月分まで 円	平成 24年 11月30日	1月より退職時までの給与支払額
現住所	今帰仁村字今泊△△△番地							1,946,600 円
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)							1月より退職時までの控除社会保険料額
					27,700	27,600		51,415 円
1. 一括徴収する場合	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額 支払予定日ごと 徴収予定額		一括徴収した税額は 月分で 納入します。		※ 市区町村記入欄		
2. 一括徴収しない場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が6月1日から4月30日までの間で、特別徴収の継続の希望があるため(転勤を含む) 3. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため 4. 死亡による退職であるため						

◎転勤等により新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望される場合は、次の欄に記載してください。

月割額 4,600 円	給与(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	名護市東江△-△-△		特別徴収義務者指定番号	29△△△△△△	
12月分から徴収し 納入する。		フリガナ	カブシキガイシャ ナゴショウジ					
		名 称	株式会社 名護商事		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係 氏名	人事課 白銀 道子	
		代表者の職氏名印	名護 桜子			電話	(0980) 52 -×××× 番	

(提出先) 今帰仁村役場 住民課住民税係
 〒905-0492 沖縄県今帰仁村字仲宗根 219

※ 異動される方が多い場合はコピーしてご利用ください。